7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年地方税法等改正法」という。）附則第8条第12項、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第8項並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第18条第9項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額として総務大臣が調査した額

［略］

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の1月1日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであった家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第十六項から第十九項まで、第二十一項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項及び第三十四項、附則第十五条第一項、第四項、第十三項、第十七項から第二十四項まで、第二十六項、第二十七項、第二十九項、第三十一項、第三十五項及び第三十九項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項及び第六項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十六項、第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第九項まで、第十三項、第十七項、第二十項、第二十三項及び第二十五項、平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十

7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年地方税法等改正法」という。）附則第8条第12項、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第8項並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年地方税法等改正法」という。）附則第18条第8項から第10項までの規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額として総務大臣が調査した額

［同左］

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の1月1日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであった家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第十六項から第十九項まで、第二十一項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項及び第三十四項、附則第十五条第一項、第四項、第十三項、第十七項から第二十四項まで、第二十六項、第二十八項、第三十項、第三十二項、第三十六項、第三十七項及び第四十二項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項及び第六項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十六項、第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第九項まで、第十三項、第十七項、第二十項、第二十三項及び第二十五項、平成二十四年地方税法等改正法附則第八